

## 〈小規模多機能型居宅介護重要事項説明書〉

### 1、事業の目的と運営方針

要介護（要支援）状態にある方に対し、適正な（介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2、事業者の内容

#### (1) 事業所の概要

事業所名 小規模多機能居宅介護 なごみ  
指定番号 八千代市指定第 1292600200 号  
所在地 千葉県八千代市緑が丘2丁目17番地1  
管理者の氏名 園田 健二  
電話番号 047-450-4165  
FAX番号 047-450-4168  
サービスを提供する地域 八千代市内

#### (2) 事業所の従業者体制

職種	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名		1名
看護職員	心身の健康管理、保険衛生管理		1名	1名
介護職員	介護業務	指定基準に定める人数以上		
介護支援専門員	小規模多機能型居宅介護計画の作成等	1名		1名

#### (3) 営業時間及び登録定員

営業日 365日

営業時間

通いサービス 9時30分 ～ 16時45分（基本）

泊りサービス 16時45分 ～ 9時30分（基本）

登録定員 29名

通いサービスの利用定員 17名

泊りサービスの利用定員 6名

#### (4) 設備の概要

##### ○宿泊室 6室

利用者の宿泊室は、原則個室として、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。

##### ○食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・備品等を備えています（尚、居間、食堂は同一の場所としています）。

##### ○浴室

浴室には利用者が利用しやすい浴槽を設けます。

### 3、サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は泊りサービスを組み合わせた介護を行います。

- (1) 通いサービス・・・事業所において、食事・入浴・排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- (2) 訪問サービス・・・利用者宅を訪問し、食事・排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- (3) 泊りサービス・・・事業所に一時的に入所し、食事・入浴・排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

### 4、利用料金

#### □介護報酬告示額

##### (1) 介護報酬1単位当たりの単価

1単位＝10,555円（八千代市：5級地）

尚、各報酬単位数に10,555円を乗じてご利用料金を算出いたしますが、小数点以下の数字となっているため、計算過程において若干の誤差が生じますことをご了承ください。

##### (2) 基本料金（1か月あたり）

要介護度	基本単位	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
要支援1	3,450単位	6,595円	13,190円	19,784円
要支援2	6,972単位	10,863円	21,727円	32,590円
要介護1	10,458単位	16,302円	32,604円	48,906円
要介護2	15,370単位	22,256円	44,513円	66,769円
要介護3	22,359単位	30,728円	61,456円	92,184円
要介護4	24,677単位	33,537円	67,075円	100,612円
要介護5	27,209単位	36,607円	73,215円	109,822円

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

※（３）で記載する各種加算料金を含みます。

（３） 加算料金等

イ) 初期加算

1日につき 30単位

※登録した日から起算して30日以内の期間、及び30日を超える医療機関入院後にサービス利用を再開した場合にお支払ください。

ロ) 認知症加算Ⅲ

1月あたり 760単位

※対象となるご利用者

「日常生活に支障をきたす恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする方」 医師の診断書を基に判断いたします。

ハ) 認知症加算Ⅳ

1月あたり 460単位

※対象となるご利用者

「要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲の物による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方」 医師の診断書を基に判断いたします

ニ) 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ

1月あたり 1200単位

ホ) 訪問体制強化加算

1月あたり 1000単位

ヘ) サービス提供体制強化加算Ⅰ

1月あたり 750単位

ト) 科学的介護推進体制加算

1月あたり 40単位

チ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

1月あたり 基本単位とイ～トの加算単位数合計に14.9%を乗じた単位数

□その他の費用

- （１）食事の提供に要する費用 朝食：430円 昼食：720円 夕食：520円
- （２）おやつ提供に要する費用 1回あたり 50円
- （３）泊りに要する費用 1泊あたり 2000円
- （４）通常の事業の実施地域外への送迎及び訪問費用
- （５）その他

この定めのない料金の発生に係るご利用者負担金額に関しては、その都度ご相談させ

て頂きます。

#### 5、サービス利用に当たっての留意事項

- (1) ご利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- (2) 事業所内での金銭及び食べ物等のやり取りはご遠慮ください。
- (3) 生活環境保全のため、事業所内の清潔・整頓、その他環境衛生の保持のご協力ください。
- (4) 禁止行為

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 二 けんか、口論、泥酔など、他ご利用者などに迷惑を及ぼすこと
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 四 指定した場所以外で火気を用いること
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと
- 六 ペットの持ち込み
- 七 行事などで提供する時以外の飲酒

#### 6、非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年3回利用者及び従業員の訓練を行います。

#### 7、緊急時の対応

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

#### 8、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

#### 9、守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

## 10、利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 11、身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わない事を約束します。ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合のみ、一時性・非代替性・緊急性の原則の下に身体拘束を行うことがあります。その場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況について記録をします。

## 12、苦情相談窓口

※サービス利用に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口： 担当者 園田健二

ご利用時間： 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後6時

ご利用方法： 電話 047-450-4165

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出が出来ます。

八千代市長寿支援課

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係

※苦情処理第三者委員

谷口 亨 047-482-6057

秋吉 恵蔵 047-480-6377

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのって頂ける委員です。

## 13、協力医療機関

事業者は、下記の医療機関に協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ・協力医療機関

名称 新八千代病院

住所 千葉県八千代市米本2167

電話 047-488-3251

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、連絡先一覧にご記入頂いた連絡先に連絡します。

#### 14、損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。

#### 15、当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 愛生会

代表者役職・氏名 理事長 本田眞一

本部所在地・電話番号 千葉県八千代市吉橋 1059-17  
047-459-8887

##### 定款の目的に定めた事業

- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・老人デイサービス事業
- ・老人短期入所事業
- ・居宅介護支援事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・小規模多機能型居宅介護事業
- ・認知症対応型共同生活介護事業

##### 施設・拠点等

特別養護老人ホーム	1か所
短期入所生活介護	1か所
通所介護	1か所
居宅介護支援事業所	1か所
地域包括支援センター	1か所

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

（事業者）

所在地 千葉県八千代市緑が丘2-17-1  
施設名 小規模多機能居宅介護 なごみ ㊟  
管理者 園田 健二  
説明者 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業所から指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項説明を受け同意いたしました。

（利用者）

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

住所 \_\_\_\_\_

（代理人）

氏名 \_\_\_\_\_（続柄 \_\_\_\_\_） ㊟

住所 \_\_\_\_\_

★緊急連絡先一覧

	氏名	続柄	住所	連絡先
1				
2				
3				